



日医発1197号(生78)

平成20年3月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を  
改正する省令について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令案につきましては、平成20年2月22日付(生58)をもってお送りいたしました。

今般、そのパブリックコメントを踏まえ、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令が公布されました。また、併せて施行通知の一部改正が厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に通知され、4月1日より適用されることとなりました。本通知の主な改正内容は、下記のとおりであります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正についての通知が各都道府県知事宛に、また、「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正についての通知が各国公私立医科大学(医学部)附属病院長宛になされておりますので、併せて参考までにお送りいたします。

#### 記

##### (1) プログラム責任者及び指導医の要件

- ・プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることを必須とする(指導医については、平成21年4月1日より適用)。

## (2) 臨床研修病院の新規指定及びプログラム変更の取り扱い

- ・原則として、当分の間、臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員は行わないこととする。

## (3) プログラムの柔軟化

- ・外科及び救急部門についてそれぞれ3月以上研修を行うことが望ましい旨を追加し、当初の12月のうち、3月以内に限り必修科目を研修することを可とする。
- ・研修協力施設における研修期間について、へき地・離島診療所等における研修の場合には、3月の上限を廃止する。

## (4) 臨床研修病院の指定基準の改正

- ・臨床研修を行うのに必要な診療科の確保、救急医療の提供、臨床病理検討会の開催について、研修協力施設を含めないこととする。
- ・必要な症例数について（例えば分娩数など）明示する。
- ・地域医療対策協議会への協力を明記。
- ・指定取消の要件に、「2年以上研修医の受入がないとき」及び「協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき」を追加する。
- ・経過措置について、原則として平成21年3月をもって廃止とする。

## (5) 諸手続きの簡素化

- ・病院群を変更する場合、現行の新規申請から研修プログラムの変更届出に準じた届け出に変更する。
- ・臨床研修協力施設に対する施設証の交付を廃止する。
- ・当該病院に関する変更届出事項について、病床数、研修管理委員会の構成員を除外し年次報告事項とする。
- ・研修プログラムの変更届出事項について、研修協力施設を除外する。
- ・研修プログラムの変更届出事項について、研修医の募集定員を変更する場合を追加する。
- ・年次報告における提出書類の軽減（研修プログラム添付の省略等）

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)
- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(六六)
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(六七)
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六八)
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)
- 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(七一)
- 厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令(七二)

### 〔省 令〕

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同四九)

一七 三 六 五 四 三 二

### 〔告 示〕

- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令(同五一)
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)
- 厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件(厚生労働一一八)
- 医療法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一一九)
- 医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同一二〇)
- 医薬、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができ得る事項の一部を改正する件(同一二一)
- 輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件(経済産業四八)
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件(同四九)

三 三 三 二 一 七

本号で公布された  
法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第六五号)(総務省)

- 公務員給与における地域手当の改定が行われることを踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算を見直すこととした。(附則別表関係)
- この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令(政令第六六号)(厚生労働省)

- 老人保健法(昭和五十七年法律第八〇号)の一部改正に伴い、保険局、同局総務課、国民健康保険課、医療課及び調査課並びに老健計画課の所掌事務を変更することとした。(第一三条、第一一五条、第一一九条、第一二二条、一二三条及び附則第三條関係)
- 社会・援護局総務課、保護課及び福祉基盤課の所掌事務を変更することとした。(第一〇一条、第一〇二条及び第一〇四條関係)
- この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第六七号)(総務省)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行により専門スタッフ

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第六八号)(総務省)

- 配偶者以外の扶養親族についての補償基礎額の加算額を二一七円とすることとした。(第二條第三項関係)
- この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を平成二一年四月一日とすることとした。

◇消費生活用製品安全法の一部を改正する法律(政令第六九号)(経済産業省)

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を平成二一年四月一日とすることとした。

◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(政令第七〇号)(経済産業省)

- 特定製品の追加
- 特定製品として石油給湯機等を追加することとした。(第一條及び別表第一關係)
- 特定保守製品の指定
- 特定保守製品としてガス瞬間湯沸器等を定めることとした。(第三條及び別表第二關係)

の下に「速やかに」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を、「おいては」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「当該第一号改定者」の下に「又は当該特定被保険者」を、「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同項第二号中「対象期間」の下に「又は特定期間」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 一のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項  
イ 第一号改定者 対象期間における法第七十八條の第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与月額  
ロ 特定被保険者 特定期間における法第七十八條の第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与月額

第七十四條の二第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っていない場合（前項の場合を除く）においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、その旨を社会保険庁長官に届け出るものとする。

（厚生労働省組織規則の一部改正）  
第四条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。  
第八百七十五條第二項第二号ハ中「及び第七十八條の四第一項」を「第七十八條の四第一項及び第七十八條の十四第一項」に改める。

附則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六條の六の規定に基づき、医師法第十六條の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

医師法第十六條の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令  
医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第六條中「第三号から第七号まで」を「第五号、第七号」に改める。

第七條第一項に次の一号を加える。

五 医師その他の医療関係者（前各号に掲げる者並びに当該病院及び当該病院と共同して臨床研修を行う研修協力施設に所属する者を除く。）

第七條第二項に次の一号を加える。

六 医師その他の医療関係者（前各号に掲げる者並びに当該病院及び当該病院と共同して臨床研修を行う研修協力施設に所属する者を除く。）

第八條第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第九條第一項中「並びに当該分野」を「当該分野」に、「又は施設」を「並びに研修医の募集定員」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、臨床研修病院群を構成する病院が変更したことに伴い、研修プログラムを変更する場合について準用する。この場合において、同項中「第四條第三項各号」とあるのは「第四條第三項第三号」と、同条第一項第十三号から第十七号までに掲げる事項を「とあるのは「同条第一項各号に掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を經由して」と読み替えるものとする。

第十二條第一項中「に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これ」を削り、同項第四号中「種別ごとの」の下に「病床数及び」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 研修管理委員会の構成員と開催回数

第十二條第二項中「に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これ」を削る。  
第十四條第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 二年以上研修医の受入がないとき。

三 協力型臨床研修病院にのみ指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

第十四條第二項を削る。

附則第三項中「当分の間」を「平成二十一年三月三十一日までの間」に改め、附則第四項を削る。

附則

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行後五年以内、この省令による改正後の医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○厚生労働省令第五十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五條第三項、第十七條、第三十條の四第七項、第四十二條の二第一項第六号並びに第五十二條第一項及び第二項並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五條の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生労働省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 医療計画（第三十條の二十八―第三十條の三十三）」を「第四章の二 医療従事者の確保等に関する施設等（第三十條の三十三の二）」に改める。  
第九條の二十第一号ハ中「第九條の二十三第一項第一号及び第十一號各号」を「第一條の十一第一項各号及び第九條の二十三第一項第一号」に改める。

第二十四條中第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第二十五條第二号から第五号まで」の下に「第二十五條の二の規定により準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 病院又は診療所に、診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）を備えようとする場合  
第二十五條の次に次の一条を加える。

（診療用粒子線照射装置の届出）

第二十五條の二 前條の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。

第二十六條中「第二十四條第二号」を「第二十四條第三号」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條第三号」を「第二十四條第四号」に改め、同条第二項中「第二十四條第四号」を「第二十四條第五号」に改め、同条第三項中「第二十四條第五号」を「第二十四條第六号」に改める。

第二十七條の二中「第二十四條第六号」を「第二十四條第七号」に改める。

第二十八條第一項中「第二十四條第七号」を「第二十四條第八号」に改め、同条第二項中「第二十四條第八号」を「第二十四條第九号」に改める。

第二十九條第一項中「第二十四條第九号又は第十一号」を「第二十四條第十号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

第二十九條第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

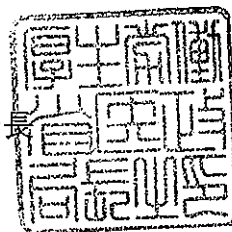


医政発第0326003号

平成20年3月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」  
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成15年7月28日付け医政発第0728001号。以下「特例通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知しているところであるが、今般、別添のとおり特例通知の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

別添 「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。<u>なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。<u>なお、既に協力型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（<u>ク</u>に掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、<u>ク</u>に掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を</p>	<p>第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（<u>ク</u>に掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、<u>ク</u>に掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を</p>

厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～エ (略)

オ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) (略)

(オ) プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)クに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3)～(4) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからキまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書(施行通知の様式7)をもって、また、クからコまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書(様式4)をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出

厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～エ (略)

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 指導医及びその担当分野

ケ 研修医の処遇に関する事項

コ 協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) (略)

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) プログラム責任者

(キ) 研修医の処遇に関する事項

サ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

① 診療科名

② 病床の種別ごとの病床数

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3)～(4) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからクまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書(施行通知の様式7)をもって、また、ケからサまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書(様式4)をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出

なければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、ケに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。

また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

さらに、協力型臨床研修病院においては、アからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。

ア～エ （略）

オ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) （略）

(オ) プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) （略）

(オ) プログラム責任者

なければならないこと。ただし、ケ又はサに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、コに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。

また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

さらに、協力型臨床研修病院においては、アからクまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。

ア～エ （略）

オ 病床の種別ごとの病床数

カ プログラム責任者

キ 指導医及びその担当分野

ク 研修医の処遇に関する事項

ケ 管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) （略）

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) 研修管理委員会の構成員

(キ) プログラム責任者

(ク) 研修医の処遇に関する事項

コ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア)～(エ) （略）

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) プログラム責任者



(カ) 研修医の処遇に関する事項

三 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1) ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。

(4) (略)

第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア (略)

イ (略)

(キ) 研修医の処遇に関する事項

サ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

① 診療科名

② 病床の種別ごとの病床数

(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) ケ又はサに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1) コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書(様式4)を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1) コに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。

(4) (略)

第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(2)～(3) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(2)～(3) (略)

3～4 (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表(施行通知の様式9)及び臨床研修協力施設承諾書(施行通知の様式5)

(2)～(3) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表(施行通知の様式9)及び臨床研修協力施設承諾書(施行通知の様式5)

(2)～(3) (略)

3・4 (略)

第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の年次報告

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2)・(3) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2)～(4) (略)

第7・第8 (略)

第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の年次報告

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2)・(3) (略)

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム並びに管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2)～(4) (略)

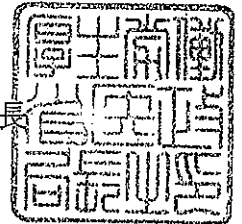
第7・第8 (略)



医政発第0326004号  
平成20年3月26日

各国公立医科大学（医学部）附属病院長 殿

厚生労働省医政局長



「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」  
の一部改正について

臨床研修を行う大学病院においては、「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成15年7月28日付け医政発第0728002号。以下「依頼通知」という。）により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり依頼通知の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することとしたので、よろしくお願ひしたい。

別添 「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供</p> <p>1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>(1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ プログラム責任者</p> <p>カ 研修医の処遇に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ プログラム責任者</p> <p>カ 研修医の処遇に関する事項</p>	<p>第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供</p> <p>1 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>(1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 病床の種別ごとの病床数</p> <p>カ プログラム責任者</p> <p>キ 研修医の処遇に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供</p> <p>(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 病床の種別ごとの病床数</p> <p>カ 研修管理委員会の構成員</p> <p>キ プログラム責任者</p> <p>ク 研修医の処遇に関する事項</p>

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) (略)

第4・第5 (略)

第6 単独型相当大学病院からの情報提供

1 (略)

2 単独型相当大学病院からの変更の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、そ

ク 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

① 診療科名

② 病床の種別ごとの病床数

(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ 病床の種別ごとの病床数

カ プログラム責任者

キ 研修医の処遇に関する事項

(3) (略)

第4・第5 (略)

第6 単独型相当大学病院からの情報提供

1 (略)

2 単独型相当大学病院からの変更の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、そ

の旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) ～(4) (略)

(5) プログラム責任者

(6) 研修医の処遇に関する事項

(7) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

ア～オ (略)

カ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

### 3 単独型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) (略)

(2) (略)

### 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病

の旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) ～(4) (略)

(5) 病床の種別ごとの病床数

(6) 研修管理委員会の構成員

(7) プログラム責任者

(8) 研修医の処遇に関する事項

(9) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

ア～オ (略)

カ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項

(7) 診療科名

(4) 病床の種別ごとの病床数

### 3 単独型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

### 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供

単独型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病

院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付するようお願いしたいこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

1 (略)

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次

院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付するようお願いしたいこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

1 (略)

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ 病床の種別ごとの病床数

カ 研修管理委員会の構成員

キ プログラム責任者

ク 研修医の処遇に関する事項

ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項

① 診療科名

② 病床の種別ごとの病床数

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次



に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) (略)

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1)・(2) (略)

(3) 管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1)～(2) (略)

(3) 管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表(施行通知の様式9)と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学

に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア～エ (略)

オ 病床の種類ごとの病床数

カ プログラム責任者

キ 研修医の処遇に関する事項

(3) (略)

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1)・(2) (略)

(3) 管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表(施行通知の様式9)及び臨床研修協力施設承諾書(施行通知の様式5)

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1)～(2) (略)

(3) 管理型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚

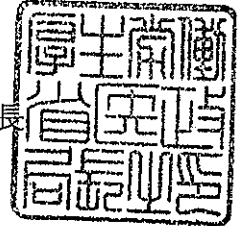
<p>病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。</p> <p>第8 (略)</p>	<p>生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。</p> <p>ア <u>現に行っている臨床研修に係る研修プログラム</u></p> <p>イ <u>臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合</u>にあつては、臨床研修協力施設概況表(施行通知の様式9)</p> <p>第8 (略)</p>
---	---

医政発第0326005号

平成20年3月26日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
等の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

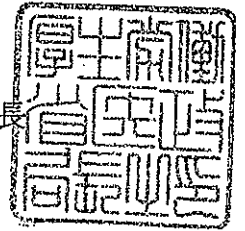
標記について、今般、別添のとおり通知を發出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0326002号  
平成20年3月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
の一部改正について

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成14年厚生労働省令第158号)の施行については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号。以下「施行通知」という。)により通知しているところであるが、今般、別添のとおり施行通知の一部を改正し、平成20年4月1日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

別添 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

C新	旧
<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 単独型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 管理型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、管理型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p>	<p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1) 単独型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。<u>なお、既に単独型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、他の病院とともに臨床研修病院群を構成しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 管理型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>ア 管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。<u>なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、管理型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。<u>なお、既に協力型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</u></p>

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 単独型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。

① 研修期間は、原則として合計2年以上とすること。

② (略)

③ 原則として、当初の12月は基本研修科目を研修すること。また、内科においては6月、外科及び救急部門においてそれぞれ3月以上研修を行うことが望ましいこと。ただし、当初の12月のうち、3月以内に限り必修科目を研修することも可とする。

④～⑧ (略)

⑨ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計3月以内とすること。ただし、地域医療に対する配慮から、へき地・離島診療所等における研修期間についてはこの限りでない。

イ (略)

ウ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうものであること。

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 単独型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。

① 研修期間は、原則として合計2年とすること。

② (略)

③ 原則として、当初の12月は基本研修科目を研修すること。また、内科においては、6月以上研修を行うことが望ましいこと。

④～⑧ (略)

⑨ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計3月以内とすること。

イ (略)

ウ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院と臨床研修協力施設の診療科とを合わせて、必要な診療科を置いていること。

「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうもの

エ 救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院と臨床研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人（外科にあつては研修医1人あたり50人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましい。

カ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

キ～ソ （略）

タ 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。

チ 医療法第30条の12に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めること。

であること。

エ 救急医療を提供していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院と臨床研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。

カ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、当該病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、臨床病理検討会（CPC）が適切に開催されていること。

キ～ソ （略）

タ 将来、財団法人日本医療機能評価機構による評価等第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。

(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからソまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア・イ (略)

ウ 当該病院と協力型臨床研修病院の診療科とを合わせて、臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

エ 当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、救急医療を提供していること。

オ (略)

カ 当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

キ～チ (略)

ツ 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。

テ 医療法第30条の12に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(3)～(5) (略)

(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからソまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア・イ (略)

ウ 当該病院と協力型臨床研修病院の診療科とを合わせて、臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院と臨床研修協力施設の診療科とを合わせて、必要な診療科を置いていること。

エ 当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、救急医療を提供していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、救急医療を提供していること。

オ (略)

カ 当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、臨床病理検討会（CPC）が適切に開催されていること。

キ～チ (略)

ツ 将来、財団法人日本医療機能評価機構による評価等第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。

(3)～(5) (略)



## 6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1)・(2) (略)

### (3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

イ (略)

### (4) 指導医等

ア 指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) (略)

(イ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

イ・ウ (略)

## 7 臨床研修病院指定証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付するものとする。

なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

## 6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間（原則として2年間）内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1)・(2) (略)

### (3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。

イ (略)

### (4) 指導医等

ア 指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) (略)

(イ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。

イ・ウ (略)

## 7 臨床研修病院指定証及び臨床研修協力施設証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付し、また、当該臨床研修病院が臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行うときには、当該臨床研修協力施設に対して臨床研修協力施設証を交付するものとする。

なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生

8 臨床研修病院の変更の届出

(1) 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の変更の届出

ア 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア)～(エ) (略)

(オ) プログラム責任者

(カ) 指導医及びその担当分野

(キ) 研修医の処遇に関する事項

(ク) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

①～⑤ (略)

⑥ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては診療科名

イ・ウ (略)

(2) 協力型臨床研修病院の変更の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～エ (略)

オ プログラム責任者

局健康福祉部医事課あてに送付すること。

8 臨床研修病院の変更の届出

(1) 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の変更の届出

ア 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 病床の種別ごとの病床数

(カ) 研修管理委員会の構成員

(キ) プログラム責任者

(ク) 指導医及びその担当分野

(ケ) 研修医の処遇に関する事項

(コ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

①～⑤ (略)

⑥ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項

(i) 診療科名

(ii) 病床の種別ごとの病床数

イ・ウ (略)

(2) 協力型臨床研修病院の変更の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア～エ (略)

オ 病床の種別ごとの病床数

カ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

ア～ウ (略)

エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院

オ 研修医の募集定員

(2) 単独型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 単独型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、研修プログラム変更・新設届出書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(3) 管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)～(ウ) (略)

キ 指導医及びその担当分野

ク 研修医の処遇に関する事項

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

ア～ウ (略)

エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院又は施設

(2) 単独型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 単独型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、研修プログラム変更・新設届出書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表(様式9)及び臨床研修協力施設承諾書(様式5)

イ (略)

(3) 管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研

イ (略)

(4)～(6) (略)

10～11 (略)

12 臨床研修病院の年次報告

(1) 単独型臨床研修病院の年次報告

ア 単独型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ (略)

(2) 管理型臨床研修病院の年次報告

ア 管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書(様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ (略)

(3) (略)

13 (略)

14 臨床研修病院の指定の取消し

厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

ア～エ (略)

オ 2年以上研修医の受入がないとき。

カ 協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表(様式9)及び臨床研修協力施設承諾書(様式5)

イ (略)

(4)～(6) (略)

10～11 (略)

12 臨床研修病院の年次報告

(1) 単独型臨床研修病院の年次報告

ア 単独型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書(様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ (略)

(2) 管理型臨床研修病院の年次報告

ア 管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書(様式8)に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表(様式9)を添付すること。

イ (略)

(3) (略)

13 (略)

14 臨床研修病院の指定の取消し

(1) 厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

ア～エ (略)

15 ～17 (略)

18 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア) (略)

(イ) 必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日(研修機関(施設)において定める休日は含めない。)とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内

(2) 臨床研修病院群を構成する臨床研修病院の指定の取消し

ア 厚生労働大臣は、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成に変化がある場合には、当該臨床研修病院群に係るすべての臨床研修病院の指定を同時に取り消すものとする。

この場合において、関係する臨床研修病院の開設者は、15の手続に従い、臨床研修病院の指定の取消しの申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修病院の指定を同時に取り消された病院が、再度、同様の臨床研修病院群を構成するものとして臨床研修病院の指定の申請を行う場合には、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書(様式1)及び添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書(様式1)及び添付書類を管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者を經由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。この場合において、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書等と、協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院に関する指定申請書等とを、一括して当該管理型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付しなければならないこと。

15 ～17 (略)

18 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間(原則として2年間)の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア) (略)

(イ) 必要履修期間等についての基準

研修期間(原則として2年間)を通じた休止期間の上限は90日(研修機関(施設)において定める休日は含めない。)とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内

に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。

(ウ)・(エ) (略)

イ・ウ (略)

(2)・(3) (略)

19～22 (略)

### 第3 当面の取扱い

#### 1 趣旨

新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは、都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。なお、2～4については、平成21年3月31日をもって廃止とするが、3については、個別に臨床研修の実施状況を把握の上、検討を行うものであること。

#### 2 受け入れる研修医の数について

受け入れる研修医の数については、第2の5(1)ス(ア)にかかわらず、おおむね、病床数を8で除した数を超えない範囲とすること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次及び2年次の研修医の数を合計したものであること。

#### 3 医師数について

改正省令により、第2の5(1)イ、(2)イ及び(3)イは適用しないものとしたこと。

#### 4 指導医について

指導医の臨床経験については、第2の6(4)アにかかわらず、5年以上とすること。

#### 5 臨床研修病院の新規指定及びプログラム変更の取扱いについて

原則として、当分の間、臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員は行わないこととする。

第4 (略)

に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。

(ウ)・(エ) (略)

イ・ウ (略)

(2)・(3) (略)

19～22 (略)

### 第3 当面の取扱い

#### 1 趣旨

新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは、都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は、臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。

#### 2 受け入れる研修医の数について

受け入れる研修医の数については、第2の5(1)ス(ア)にかかわらず、おおむね、病床数を8で除した数を超えない範囲とすること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次及び2年次の研修医の数を合計したものであること。

#### 3 医師数について

改正省令により、第2の5(1)イ、(2)イ及び(3)イは適用しないものとしたこと。

#### 4 指導医について

指導医の臨床経験については、第2の6(4)アにかかわらず、5年以上とすること。

#### 5 今後の取扱い

2から4までの取扱いについては、臨床研修の実施状況を把握の上、再検討を行うものであること。

第4 (略)